

入札公告（説明書）

令和5年8月25日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
北広島管理事務所長 鮫島 崇之

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年5月版）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告（令和5年5月版）』の4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 契約件名（調査等名） | 北広島管理事務所管内 輪厚地区路線測量業務 |
| 2. 業務内容 | 業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図書』を参照のこと |
| 3. 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 北広島管理事務所長 鮫島 崇之 |
| 4. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 北広島管理事務所 総務
(住所) 〒061-1279 北海道北広島市大曲並木 1-1-1
(電話) 011-376-2126
(mail) ki-o-kitahiroshima@e-nexco.co.jp |
| 5. 入札方法 | 電子入札 |
| 6. 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 7. 支払条件 | 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「無」 |
| 8. 競争参加資格要件等 | 本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり |
| 9. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式 |
| 10. 入札手続き日程 | 本書『入札手続き日程』のとおり |
| 11. 指名併用理由 | ※本件競争入札においては非該当 |
| 12. 設計業務成果品等の貸与 | 本件競争においては非該当 |
| 13. 材料価格等の閲覧 | 本件競争においては非該当 |
| 14. 見積活用方式の有無 | 「無」 |
| 15. その他 | 特記事項なし |

以上

入札手続き日程

入札公告日		令和5年8月25日
1	審査基準日	下記3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から 令和5年9月8日まで 上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和5年9月8日 16時00分まで ※『共通入札公告（令和5年5月版）』の4-3-1～4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示す方法により提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式1-1 (2) 技術資料様式1-2～1-7 (3) 業務実施体制（様式1-8）</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和5年9月19日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（休日除く。）の毎日10時00分から16時00分まで
6	技術提案書の提出期限	※本件競争入札においては非該当
7	技術(業務)提案書に関するヒアリング期間	※本件競争入札においては非該当
8	改善技術(業務)提案書提出期限	※本件競争入札においては非該当
9	技術(業務)提案書の採否通知日	※本件競争入札においては非該当
10	参考見積書の提出期限	※本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	※本件競争入札においては非該当

12	訂正参考見積書提出期限	※本件競争入札においては非該当
13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和5年9月27日 16時00分</p> <p>※『共通入札公告（令和5年5月版）』の4-4-1.に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
14	開札日時	令和5年9月28日 10時00分
15	開札場所	本書『調達手続の概要』3. 契約担当部署
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和5年9月19日16時00分まで</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を書留郵便等または電子メールにより行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日16時までに提出すること。</p> <p>【受付場所】 本書『調達手続の概要』4. 契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日を除く。）
18	資料の閲覧（貸与）期間 （設計業務成果品等）	※本件競争入札においては非該当
19	資料の閲覧期間 （材料価格等）	※本件競争入札においては非該当

※各提出書類については、交付図書及び入札者に対する指示書の様式をお使いください。

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。（16.入札に関する質問受付期間【受付方法】電子メールについては、送付アドレスの限定はない）

競争参加資格要件等一覧表

業務名		北広島管理事務所管内 輪厚地区路線測量業務																																														
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式																																														
	落札者の決定方法	総合評価落札方式																																														
	見積活用方式の対象	無																																														
	一括審査方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	開札順番①																																												
			設計業務名(その2)	開札順番②																																												
			設計業務名(その3)	開札順番③																																												
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)																																													
設計業務名(その2)																																																
設計業務名(その3)																																																
評価値の算出方法	加算方式																																															
審査時期	事前審査																																															
		①開札時において、下記に示す業種区分の「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。																																														
競争参加要件	業種区分	測量																																														
	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																													
		同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>測量</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量																																						
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																												
	測量																																															
同種業務	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																														
	同種業務	平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>測量</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	測量																																							
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																													
測量																																																
技術者資格	①測量士の資格を有し、測量法による登録を行っている者。 なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。																																															
手持ち業務量	手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4 億円以上 ②1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2 億円以上、②の件数は5 件以上とする。 ※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務																																															
競争参加要件	競争参加資格未資格者	業務名) -	受注者名) -																																													
	その他	業務名) -	受注者名) -																																													
		業務実施体制が「不適」の場合には競争参加を認めない。																																														

技術評価項目及び評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式			技術評価点(満点)	100点																					
評価項目			評価基準																						
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ〜トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市町村</td> <td></td> <td>25点</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>以下の場合は加点しない ②上記に該当しない</td> <td></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ〜トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市町村		25点	25点	以下の場合は加点しない ②上記に該当しない		0点											
評価基準		評価	配点																						
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ〜トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市町村		25点	25点																						
以下の場合は加点しない ②上記に該当しない		0点																							
競争参加者の経験及び能力	実績等	企業の地域での業務実績	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に履行対象地域(北海道内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。</td> <td>①実績がある</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に履行対象地域(北海道内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点		②上記に該当しない	0点											
評価基準		評価	配点																						
平成20年4月1日以降に履行対象地域(北海道内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点																						
	②上記に該当しない	0点																							
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α:発注組織係数</td> <td></td> <td>15~0点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>係数 α の設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績</td> <td>α = 1.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②国土交通省が発注した同種業務実績</td> <td>α = 0.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α:発注組織係数		15~0点	15点	係数 α の設定は下記のとおり				①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績	α = 1.0			②国土交通省が発注した同種業務実績	α = 0.5			上記に該当しない	
評価基準		評価	配点																						
平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × α × $\frac{\text{同種業務実績の業務評定点} - 70}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α:発注組織係数		15~0点	15点																						
係数 α の設定は下記のとおり																									
①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績	α = 1.0																								
②国土交通省が発注した同種業務実績	α = 0.5																								
上記に該当しない		0点																							
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に「環境関連調査」、「その他土木設計」「施設設備設計」又は「補償関連業務」のいずれかで表彰を受けた業務の場合は、現在の競争参加資格における業種区分においては「環境調査」、「交通量調査・解析」及び「気象関係調査」を同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</td> <td>①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する</td> <td>2.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に「環境関連調査」、「その他土木設計」「施設設備設計」又は「補償関連業務」のいずれかで表彰を受けた業務の場合は、現在の競争参加資格における業種区分においては「環境調査」、「交通量調査・解析」及び「気象関係調査」を同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。	①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する	5点	5点		②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する	2.5点			③上記に該当しない	0点							
評価基準		評価	配点																						
平成20年4月1日以降のNEXCO東日本からの表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に「環境関連調査」、「その他土木設計」「施設設備設計」又は「補償関連業務」のいずれかで表彰を受けた業務の場合は、現在の競争参加資格における業種区分においては「環境調査」、「交通量調査・解析」及び「気象関係調査」を同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。	①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する	5点	5点																						
	②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する	2.5点																							
	③上記に該当しない	0点																							
競争参加者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td> <td>①文書警告</td> <td>-2点</td> <td>-2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②口頭注意</td> <td>-1点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>	評価基準		評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告	-2点	-2点		②口頭注意	-1点											
評価基準		評価	配点																						
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告	-2点	-2点																						
	②口頭注意	-1点																							
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td></td> <td>7.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する	15点	15点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		7.5点			②上記に該当しない	0点							
評価基準		評価	配点																						
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する	15点	15点																						
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。		7.5点																							
	②上記に該当しない	0点																							
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の若手・女性技術者の配置	次の基準で評価する。																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること</td> <td></td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>② 上記に該当しない</td> <td></td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	5点	② 上記に該当しない		0点											
評価基準		評価	配点																						
① 配置予定管理技術者として若手管理技術者(※)又は、女性管理技術者の配置がある ※審査基準日において35歳以下であること		5点	5点																						
② 上記に該当しない		0点																							

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ 中日本高速道路株式会社 ハ 西日本高速道路株式会社 ニ 国土交通省(道路事業) ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市町村 以下の場合には加点しない ②上記に該当しない		20点	20点		
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の地域での業務実績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成20年4月1日以降に履行対象地域(北海道内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。		①実績がある	5点	5点	
						②上記に該当しない		0点
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点
			平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点 = 配点 × $\alpha \times \frac{(\text{同種業務実績の技術者評定点} - 70)}{20}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする 技術者評定点が70点以下の場合、技術者評定点を70点とする α : 発注組織係数		5~0点	5点		
			係数 α の設定は下記のとおり					
			①NEXCO東日本、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社のいずれかが発注した同種業務実績	$\alpha = 1.0$				
		②国土交通省が発注した同種業務実績		$\alpha = 0.5$				
		上記に該当しない		0点				
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点	
		管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上のいずれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。		いずれも該当しない	適	-		
		いずれかに該当する		不適				
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。		評価基準		評価	配点	
		以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-49-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いずれも該当しない	適	-		
		いずれかに該当する		不適				